

# 中部森林管理局発注の森林土木工事における余裕期間の活用について

令和 8 年 8 月 1 日  
中部森林管理局

中部森林管理局においては、森林土木工事の発注に際し、受注者が建設資材や労働者の確保等の準備を円滑に行うとともに、適切な工期設定及び施工時期の平準化を図ることを目的として、余裕期間制度の積極的な活用に取り組んでいます。

## 余裕期間制度の概要

### (1) 用語の定義

- ・ 余 裕 期 間：契約の締結から工事開始日の前日までの期間
- ・ 工期（実工期）：工事を実施するために要する期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間
- ・ 全 体 工 期：余裕期間と工期（実工期）を合わせた期間
- ・ 工 事 開 始 日：工期（実工期）の始期日又は設計図書において規定する始期日
- ・ 工 事 着 手：工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手すること

### (2) 余裕期間の取扱い

#### ①余裕期間の方式等

- ・ 余裕期間の方式は、「発注者指定方式」とし、工事ごとに発注者が判断のうえ、必要に応じて設定します。
- ・ 余裕期間内に施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手することができるものとし、承諾を得るものとします。この場合、契約締結後、変更理由及び工事開始日を明記（任意様式）のうえ、協議を行ってください。なお、これに伴う工期の変更は、原則として行わないものとします。

#### ②契約書類等における留意事項

- ・ 工事請負契約書に記載する工期は、全体工期とします。
- ・ 工事実績情報システム（コリンズ）については、「森林整備保全事業工事標準仕様書」に基づき作成及び登録を行い、契約工期は全体工期とします。また、技術者の従事期間は、実工期とします。なお、実工期に変更が生じる場合は、変更後の実工期により登録を行い、完成時には実際に従事した期間を入力するものとします。
- ・ 契約保証の保証期間は、全体工期を含めた期間とします。
- ・ 請負代金内訳書及び工程表は、契約締結後 14 日以内に提出してください。
- ・ 施工計画書は、工事着手前に提出してください。
- ・ 工事開始日以降に工事着手（工事着手日）する場合は、あらかじめ監督職員に連絡してください。

#### ③現場代理人等の配置

- ・ 契約締結後、速やかに「現場代理人等通知書」を提出してください。な

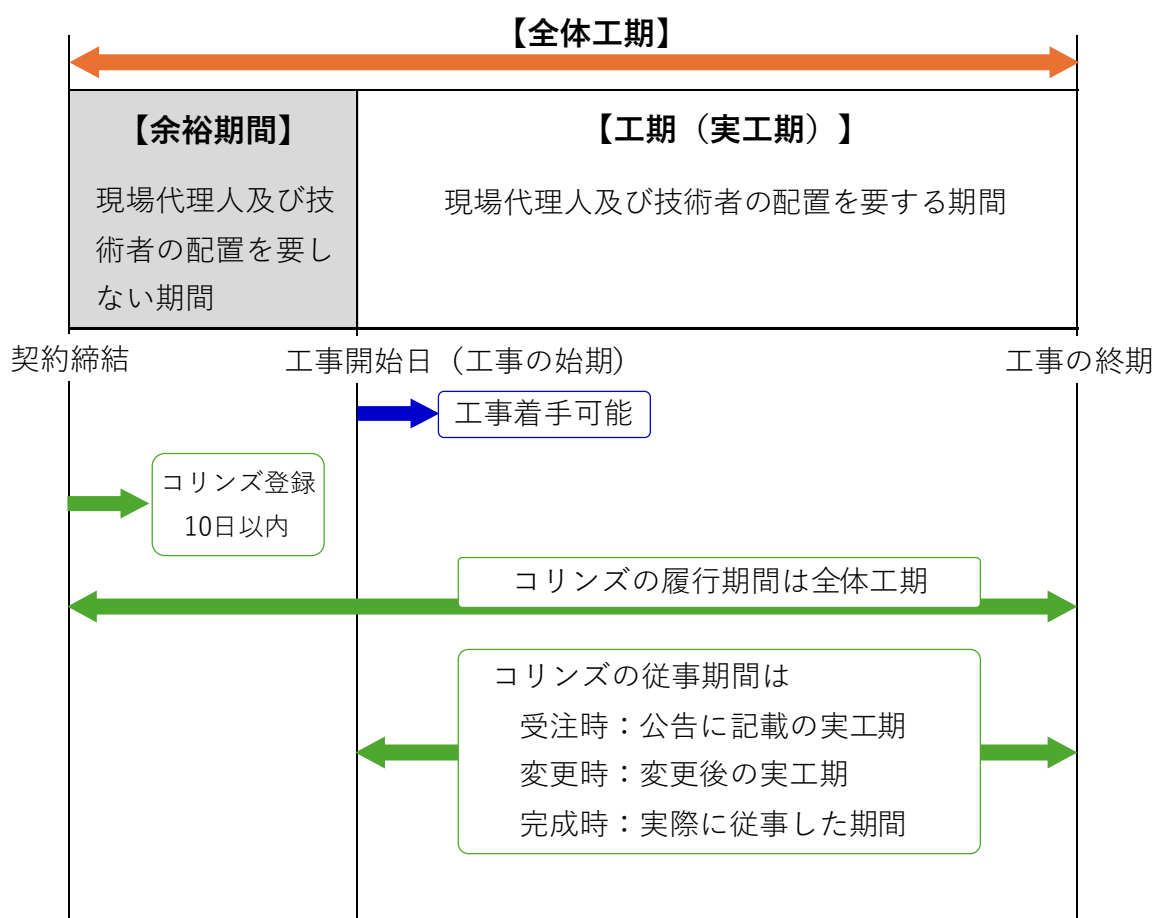
お、余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置する必要はありません。

④余裕期間内における準備等

- ・余裕期間内においては、現場への資材等の搬入を伴わない準備（資機材の準備、下請人との契約、設計図書の照査、現場の下見）は実施可能ですが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手に該当する行為を行うことはできません。また、当該準備は受注者の責により行うものとします。なお、現場の下見を行う場合は、あらかじめ監督職員に連絡してください。

**余裕期間（発注者指定方式）を設定した工事のイメージ**

●発注者指定方式：発注者が工期の始期を指定する方法



**(3) 本運用の適用**

本運用は、令和8年8月1日以降に入札公告を行う工事から適用します。